

江府町告示第 51 号

江府町インフルエンザワクチン予防接種費用軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱
をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

江府町長 白石祐治

令和 8 年 9 月 1 8 日
江府町告示第 5 1 号

江府町インフルエンザワクチン予防接種費用軽減事業実施要綱の一部を改正する要綱

江府町インフルエンザワクチン予防接種費用軽減事業実施要綱（平成 2 2 年 1 0 月 2 2 日江府町訓令第 1 0 号）の一部を以下のとおり改正する。

新	旧
（対象期間及び回数） 第 6 条 この事業は、令和<u>8</u>年 1 0 月 1 日から令和<u>9</u>年 1 月 3 1 日までに実施された予防接種を対象とする。	（対象期間及び回数） 第 6 条 この事業は、令和<u>7</u>年 1 0 月 1 日から令和<u>8</u>年 1 月 3 1 日までに実施された予防接種を対象とする。

附則

この要綱は令和 8 年 9 月 1 日から施行する。